
令和8年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第3日)

令和8年3月5日(木曜日)

議事日程(第3号)

令和8年3月5日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 通告1番 江口 正明 議員 1) 新宮漁港の利活用に向けた考え方は
2) 土地区画整理事業に伴う小・中学生増加への教育環境整備は
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 高齢者が地域で活躍できる場づくりを
～「ありがとう」を伝え合う支え合いのまちへ～
2) ふれあい交流館を利用しやすい環境づくりを
- 通告3番 安武 久美子 議員 1) 人と動物が心地よく暮らすための、地域猫活動
への支援を

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 通告1番 江口 正明 議員 1) 新宮漁港の利活用に向けた考え方は
2) 土地区画整理事業に伴う小・中学生増加への教育環境整備は
- 通告2番 大牟田 直人 議員 1) 高齢者が地域で活躍できる場づくりを
～「ありがとう」を伝え合う支え合いのまちへ～
2) ふれあい交流館を利用しやすい環境づくりを
- 通告3番 安武 久美子 議員 1) 人と動物が心地よく暮らすための、地域猫活動
への支援を

出席議員(12名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 江口 正明君 | 2番 片岡 誠治君 |
| 3番 温水 眞君 | 4番 安武久美子君 |
| 5番 庵原 伸一君 | 6番 西 健太郎君 |

7番	大牟田直人君	8番	横大路政之君
9番	北崎 和博君	10番	牧野真紀子君
11番	上畝地白馬君	12番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	……………	井上 美和君	議会事務局主幹	……………	上野 将司君
議会事務局主査	……………	須崎 陽平君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	桐島 光昭君	副町長	……………	財間 輔君
教育長	……………	小川 隆弘君			
総務課長	……………	森 和也君	政策経営課長	……………	高木 昭典君
税務課長	……………	末永富士美君	住民課長	……………	藤 由香君
健康福祉課長	……………	尾田 繁男君	子育て支援課長	……………	山口 望美君
産業振興課長	……………	森 真二君	環境課長	……………	片山 勇二君
都市整備課長	……………	稲光 豊君	会計管理者	……………	桐島 聡君
学校教育課長	……………	桐島 貴幸君	社会教育課長	……………	井上 和広君
地域協働課課長補佐	…	大賀 純治君	上下水道課課長補佐	…	道脇 繁君

午前9時30分開会

- 議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。
 - 議長（松井 和行君） 配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。
-

- 議長（松井 和行君） 日程第1、一般質問を行います。通告順に許可いたします。
- 議長（松井 和行君） 通告4番、江口正明議員。
- 議員（1番 江口 正明君） おはようございます。1番議員の江口正明でございます。本日は、私なりに町民の皆さんにとって関心が高いと思われる2つの事項について質問いたします。まず1問目です。新宮漁港の利活用に向けた考え方について、いくつかお伺いいたします。

新宮町総合計画では、「地域の魅力を活かし賑わいを生み出すまち」を基本目標の一つとしており、その具体的施策として、令和8年度には新宮相島漁業協同組合、ちょっと長くて舌を噛みそうなので、これからは漁協と言いますが、その漁協と協力、支援しながら、新宮漁港の荷さばき所を活用した鮮魚や加工品の直接販売、また、水産資源を活かした地域交流の拠点づくりが検討されております。今後、本町における水産業の振興もあわせ、具体的施策をより効果的に進めるためには、その前提として新宮漁港の役割見直しや新たな観光資源に向けたさらなる具体的な取組が必要と考えます。そこで、次の3点を伺います。

まず1点目ですが、現在、新宮漁港を拠点とする漁業活動についての現状及びそこで漁業活動に従事されている方々も含めて、町としてとらえられている課題はどのようなものかをお尋ねします。

2点目です。かつて、湊川沿いに多くの釣り船やプレジャーボートが係留されておりました。いわゆる不法係留と言われるものでしたが、皆さんもご記憶にあらうかと思えます。平成9年10月当時、118隻あったそうですが、その後、湊川を管理する県と国が中心となり、令和3年度中にはそれら違法行為を排除いたしております。結果、行き場を失った船舶は、大半がやむを得ず手放したとのことですが、残りは距離はありますけれども、近隣の福間や津屋崎の漁港で、公的に整備されている係留場所に移動させたと聞いております。そもそも漁港とは、漁業活動のために、戦後すぐに制定されました漁業法に基づき、国が整備した公的な施設であり、それ以外の用途では使用できないこととなっておりました。しかしながら、昨今、先ほどの福間や津屋崎漁港のように、全国的にもいくつかの自治体が漁港の使用に関し、一定の緩和策を打ち出しているニュースも耳にします。従前の経緯からして、当然ながら漁港の管理者権限や用途に係る法令規制など、ハードルは相当高いのかもしれませんが、やり方一つでは、新宮漁港でも同様の取組ができるのではないのでしょうか。町としての見解をお尋ねします。

3点目です。将来的には、玄界灘を望む白砂青松の新宮海岸の魅力を生かしながら、新宮漁港を中心に人々の賑わいを生む拠点として整備していくことは、町の発展にとって重要であると思えます。今回はそのきっかけづくりでなるだろう新宮漁港の利活用について、これからの在り方も含め、町としてどのような役割を果たしながら拠点づくりを進めていくべきだと考えるのか、町としての見解をお尋ねいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

まず、1番目と3番目のご質問について、あわせてお答えをいたします。新宮漁港は、平成6年度から平成13年度にかけて、国、県の補助金を活用して新宮漁港修築事業により、現

在の形に整備をいたしております。漁港施設の管理につきましては、平成 29 年度に新宮漁港機能保全計画を策定いたしまして、それに基づき町が計画的に維持管理を行っているほか、日常的な清掃、草刈りなどの維持管理につきましては、町が新宮相島漁業協同組合に委託いたしまして、同漁協が行っているところでございます。また、荷さばき所、漁具倉庫、旧タンク、船舶の巻き上げ施設等などの漁業施設につきましては、新宮相島漁業協同組合が国、県、町の補助を受けて、同漁協において整備され、その後も同漁協が管理を行われているところでございます。漁業活動の現状についてですが、新宮相島漁業協同組合の前身の新宮漁業協同組合は、昭和 24 年 6 月に前身の組合を経て約 70 名、組合員で誕生をいたしております。しかし、そのうち組合員数の減少により、平成 2 年 10 月に新宮漁業協同組合と相島漁業協同組合が合併いたしまして、現在の新宮相島漁業協同組合となり、現在は組合員 39 名、準組合員は 15 名で、そのうち新宮側、本土側の組合員さんは 2 名、準組合員 2 名が漁業を行っている状況でございます。新宮側においての漁の方法といたしましては、相島と同様に一本釣りもございしますが、釣り客を沖合まで船に乗せていく、いわゆる遊漁船が主なものとなっているようでございます。新宮漁港の利活用の状況といたしましては、新宮側の漁業者の拠点となっているほか、相島でとれた魚を福岡魚市場に出荷する場合、相島から運搬船で新宮漁港まで運んだ後、荷さばき所でトラックに積み替え、その後は陸送で福岡魚市場のほうに出荷することに活用をされております。また、ひとまるの里に出荷する際にも、魚の処理をするため、荷さばき所が活用をなされております。そのほか、これは相島の行政も含めてでございますが、船舶のエンジンや設備などの整備や修繕についても、新宮漁港で行われているところでございます。課題といたしましては、新宮相島漁業協同組合における漁業者の後継者不足で、特に新宮側の組合数の減少が顕著となっている状況でございます。それに伴いまして、現在の新宮漁港の漁業施設の活用が縮小傾向となった状況が長期間続いておりますことや施設の老朽化などの課題もあると考えております。

次に、地域の魅力を活かした新宮漁港の拠点づくりについてでございますが、新宮漁港では、先ほど議員もおっしゃいました、新宮相島漁業協同組合の主体事業として、令和 8 年度から現在の荷さばき所を改修し、鮮魚流通施設として整備をし、漁業経営の安定と漁業従事者や後継者の確保を目指す事業の検討が進められており、令和 8 年度の当初予算にもその費用を計上いたしているところでございます。町といたしましては、この事業の補助をすることで、江口議員ご質問されました、地域の魅力を活かした拠点づくりにつながり、そのことが本町の漁業の振興及び地域の振興に寄与するものと期待をしているところでございます。

最後に、2 番目のご質問でございますが、近年、漁業従事者が減少している中、議員がおっしゃられるように、漁港の役割について可能な範囲での見直しは必要であり、プレジャーボ

一トの係留につきましてもその一つであると認識はいたしております。本町におきましても、過去に湊川に不法係留されていたプレジャーボートの受入れを行うため、福岡県と共同で係留施設の整備を検討したことがございます。しかし当時、新宮漁港につながる県道湊下府線の拡幅のほうが先ではないか、道路整備のほうが先ではないかという地元行政からのご意見もあり、事業を断念した経緯がございます。また、当時の計画では漁船や渡船の安全航行に支障がないよう、漁業従事者の係留場所とプレジャーボートの係留場所を分けることを計画いたしておりました。現在、新宮漁港所属の漁業者も減少し、漁船数も当時よりは減っておりますが、多くのプレジャーボートを受け入れることで、渡船の安全運航に支障をきたすおそれがあるため、特に慎重な検討が必要であると考えております。また、そのほかの検討すべき課題といたしまして、先ほど申し上げました県道湊下府線の拡幅整備はもちろんのこと、護岸や係留施設の整備・改修、栈橋の移設検討などが想定されますし、また整備計画などの多くの事務作業も発生することが想定され、あわせてほかの町の事業との調整も必要になるかと考えられるため、実現するには多くのハードルがあると考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（松井 和行君） はい、江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） まずは、書画カメラをお願いします。（資料投影）ここに見えるのが新宮漁港です。撮影当日は、ご覧のように波も高く、いわゆる時化でしたので、漁には出ておられません。ということで、画像にあります漁船、遊漁船が新宮漁港に係留している全てであろうと思います。こんな感じですね。（資料投影中止）はい。さて、先ほど本土では、漁業従事者の方が2人、組合員ですね、準組合員が2人ということで、年々縮小している。つまり、新宮漁協を拠点とする漁業者は、減少の一途をたどっておるとのことでした。事によっては、今後いなくなるという可能性もあり、そうすると本来の漁港施設としての利用ができなくなることも十分予想されます。

それでは、そのような実態を踏まえ、これからの質問を展開してまいります。2点目の漁港の管理者権限や法令規制に関してでございますが、先ほどの答弁がありましたように、以前は福岡県と検討したけども、県道の具合だとか、それから安全航行に支障がないようなこととか、それから護岸の整備、栈橋の移設とか、そのようなもろもろの検討材料があったということで断念されたということでございます。従来、漁港地域にある施設については、ご承知のように、国が定めた漁港及び漁場の整備等に関する法律、漁港漁場整備法などの関係法令に基づき、漁港の区域指定、整備、管理について決められており、具体的な利用ルールは各漁港管理者、いわゆる管理する自治体が定める条例に基づくものとなっております。本町においても、新宮町漁港管理条例に基づき、漁港の維持管理について、次のように定められ

ていますので、ご紹介いたします。条例第5条と6条に、港内の維持管理及び停泊や係留の禁止区域についてのルールが明記されておりまして、特に第6条第2項では、船舶又はいかだは禁止区域においては停泊や係留をしてはならないとあります。当然、本町でも、これに基づきまして新宮漁港の使用を制限しているわけでありまじょうが、ここで福津市における漁港利活用の現状を改めてご紹介いたします。福津市にあつては、福間漁港の隣接水面をマリナーとして、津屋崎漁港の隣接水面をヨットハーバーとして、ボートなどの陸置きエリアや浮き桟橋も含めて整備されています。また、津屋崎漁港の内部、河川でも一部、プレジャーボートの停泊や係留を認めています。いずれも、福津市が所有する、いわゆる公営の施設であり、その管理運営は宗像漁協に委託しています。令和6年4月1日に津屋崎ヨットハーバー条例が施行され、第2条には、漁業者とプレジャーボート利用者との融和を図るための施設として、ヨットハーバーを設置するとあります。このように、福津市では先ほど紹介しました数々の関係法令による規制をクリアしながら現在に至っており、その結果として、マリンスポーツを舞台に、市民の皆さんのみならず、他の地域からも人が集まる観光スポットとして、多くの交流人口を増やしながら賑わいのエリアを創出されています。このような状況を踏まえますと、本町としても新宮漁港の利活用について、町長、改めて検討されてみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。新宮漁港につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、当時の漁業者の数に合わせて、漁港の修築事業が実施されたものと考えております。現在は、漁業者の減少によって、いわゆる未利用地といいますか、使われていないような用地が多いというふうに感じますが、今、江口議員おっしゃられましたようなプレジャーボート、それとヨットハーバーですか、そういったものを置くようにすると考えますと、海面だけではなく今度は陸上の部分も駐車場なり、そういった施設が必要となります。これも中途半端なものでは安全性に問題が出るということで、結構安全性にも配慮したきっちりしたものをつくらなければならないと思いますし、先ほどの1回目の回答でも申しましたように、アクセス道路がまだ不十分なところも非常に多ございますので、そういったものの整備が非常に足かせというか、先ほど申しましたようにハードルと考えておりますので、なかなか一筋縄ではいけない問題であろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） そのような背景といいますか、ハードルについてはしっかり理解できます。駐車場の整備とか、アクセス道路の整備とか、いずれにしても本日の質問につ

きましては、今日明日早々にということではなくて、将来的な、夢を持ったような話になればいいかなと思っておりますので、質問を続けます。2025年12月3日、西日本新聞にこんな記事が載っていました。不法係留、条例改正。福岡市、漁港利用料を一律に徴収。既にご承知と思いますが、概要としては福岡市が所有、管理する漁港でプレジャーボートなど350隻の不法係留と漁協による係留場所の無許可貸しが横行していた問題を受け、福岡市漁港管理条例を改正したものです。これによって、福岡市は正式に該当する漁港に小型船の放置等禁止区域を設け、漁業に支障がない場所に限り、停泊、係留の使用を許可し利用料を徴収することです。利用料徴収による収入額ですが、6漁港、350隻として年間3,000万円を超える見込みとのこと。ちなみに、先ほど紹介しました福岡マリーナでは90隻、1,620万円、津屋崎ヨットハーバーで180隻、3,200万円の収入があるとのこと。なお、1隻当たりの利用料につきましては、8メートル級で年間18万円、津屋崎漁港内の河川にあつては、7メートル未満であれば5万円とのこと。仮に、新宮漁港の利用を勘案して、係留、停泊を認めるとすると、相場として1隻10万円として、10隻で年間100万円の収入が計算できるわけでございます。このような他都市の現状を踏まえたと、本町としても少しでも収入を増やすための一つの方策ではないかと思うのですが、今度は財政的な観点から、新宮漁港の利活用について、誠にくだいようですが、町長、改めて検討されてみてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。財政的な面から考えましても、今、他の漁港で数百万、数千万というお話がございましたが、それ以内で整備が終わればよろしいかと思いますが、私が頭の中で考えるだけでも、それ以内では終わらないだろうと。徴収をするにもお金を徴収する事務負担、また、支払われない場合の事務手間、そういったものがかかってまいりますし、先ほど申しましたように、そういった貸すとした場合に、やはり近くに車が停められないと非常に不便なことになるだろうと思いますので、現在そういった駐車場と漁港が密接した場所も今ございませんので、海面に面する施設整備と、あるいは陸上に面する施設整備で、かなりの費用がかかるので、なかなか財政的にもペイするにはもう20年、30年の長い間のタームで見ないとなかなか難しいのかなというふうに考えます。それと、それに合わせて、そういった方々、ある一定程度の不特定多数の方々が、漁港のほうにまられるということは、先ほど申しましたアクセス道路のまた問題がございますので、そこがやっぱりどうしてもハードルになってくるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） 今後、新宮漁港を中心とした、賑わいのまちづくりという方向

で示されていく、進めていかれるということになりますと当然、先ほどの駐車場の整備、それからアクセス道路の拡幅だとか、そういうのも、ハード整備も当然、将来的に出てくると思います。ですから、それも合わせていきながらの漁港の利活用について進めていただきたいと思っておりますが、当然、まだまだそのような財政的な問題、それから法令的な規制があり、漁業以外の目的外利活用については、まだまだハードルが高いというのは重々承知しております。さて、こんな言葉をご存じでしょうか。海業、海の業務、海業。国では、令和6年に漁港及び漁場の整備等に関する法律を改正し、漁業施設等活用事業を打ち出しました。これは簡単に言えば、本来できなかった行政財産である漁港施設を規制緩和により、長期にわたって貸付け可能とし、民間も参入させながら水産物の販売施設や海産物を中心とした飲食店の設置、漁港の水面を利用した魚釣りやダイビングなどの遊漁や漁業体験などができるようにしたということです。全国で86地区が、国による海業を取り入れ、漁業従事者の減少や高齢化、漁村地区を中心とする地域の衰退などの課題解決が図られているとのことです。福岡県内でも、糸島市加布里漁港や宗像市鐘崎漁港で既に取り組みされており、また、長崎県奈良尾漁港では、あわせて漁港管理者がプレジャーボート受入れ可能とするなど、国の推進事業を活用した海業として、地域の賑わいや関係者の所得、雇用の創出を図っておられます。先ほども申しましたが、新宮町総合計画の中に、地域の魅力を活かし賑わいを生み出すまちを基本目標として掲げてある以上、遅かれ早かれ、将来的には、まさしく本町の魅力でもある玄界灘や新宮海岸の自然を生かしつつ、あわせて水産業の振興にもつなげていく施策の一環として、そのきっかけづくりとして新宮漁港の利活用について町として検討する俎上に、いわゆる、まな板の上に実現に向けて乗せて展開していただきたいものと大いに期待感が膨らむところでございます。これまでに、新宮漁港の利活用を中心に、町の考え方を伺ってまいりました。1問目の最後となりますが、私の思いも斟酌していただき、本町の発展につながる重要な課題ではないかと考えます。新宮漁港の将来の在り方について、町長に改めて見解をお伺いして、1問目の質問を終わります。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。私、いつもご挨拶の中で、新宮町は海あり山あり島ありというふうなフレーズを使わせていただいておりますので、海、そして漁港も大切な資源だと思っております。しかしながら、先ほど申しましたようにちょっとハードルがございますので、なかなかすぐにはとはいきませんが、長い時間で見ますとやはり何らかの活用、地元の皆様方のご賛同も得て、何らかの活用ができればというふうに思っておりますので、先ほど申されました海業というのは大きな漁港の施設設備の利用のもう大転換だと私もびっくりするぐらい捉えておりますので、そういったものを踏まえて、何が何で

も駄目だという考えではなく、将来的にできれば、そういった資源も当然有効に使うことができたかなというふうには考えておりますので、その辺はお酌み取りいただければと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） それでは、2 問目に入ります。土地区画整理事業に伴います小・中学生増加への教育環境整備について、いくつかお伺いいたします。ご承知のように、本町では大規模な土地区画整理事業が2 か所、1 つは下府地区で、もう1 つは三代地区で同時並行して進んでおります。どちらの工事も徐々にではありますが、開発による新たなまちづくりへと変貌する姿が私たちの目にも触れるようになりました。特に、新宮小学校の南側に広がる下府土地区画整理事業区域においては、高層マンションや戸建て住宅の建設で日増しに槌音が高まっており、早いところでは入居も間もないようでございます。これからも続々と引っ越しなどの動きで人の出入りが激しくなることでしょうか。ちなみに、1 年前の計画ですが、下府地区ではマンションが約300 戸、戸建てで約100 戸、計400 戸近い住宅が完成することとなっております。区画整理組合が出した計画人口は800 人と示されております。主に子育て中のファミリー世帯が中心となることを考えますと、400 戸の住宅で計画人口800 人は、ちよいと首をかしげるところですが、いずれにしましても新しい町に暮らし始める子どもたちのにぎやかな声が近々聞こえてくることでしょうか。そもそも、新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略にあります第3期新宮町人口ビジョンでは、町全体として令和12年に3万4,971 人とし、それ以降は令和17 年をピークに3万5,000 人前後の推移が予測されております。また、0 歳から14 歳までの年少人口ですが、令和6 年は全体の約18 パーセントを考えますと、全国的に少子化傾向とはいえ、本町といたしましては幼稚園・保育園などの未就学児はもちろんですが、特に義務教育である小・中学生の受入れ体制を整えることは喫緊の課題ではないかと考えます。過去、人口の急増により、数々の問題に直面してきた本町といたしましては、それらの経験を生かしながら健やかに育ち、成長していく児童・生徒の皆さんにとって、良好な教育環境が適正に維持されるよう整備すべきではないかと考えるところです。

そこで、次の3 点をお伺いします。まず1 点です。下府地区と三代地区における2 つの事業によって、通学区域内の児童・生徒数は、当然増える方向で推移していくものと思われませんが、それについて具体的な想定数の予測をどのように捉えてあるのかをお尋ねします。

2 点目です。いくつかの学校の児童・生徒数を例に挙げますと、令和7 年10 月1 日現在の数字ですが、小学校では、新宮小が34 クラスで821 人、新宮東小が31 クラスで740 人、新宮北小が32 クラスで808 人とおおむね30 クラス越えの800 人規模で推移しています。また、中学

校では、新宮中が 35 クラスで 1,029 人、新宮東中が 20 クラスで 474 人と、人数的には 2 対 1 となっています。この数字から見ても、先ほど紹介しました、下府地区の開発により入居されるご家庭の子どもたちは、果たして何ら問題なく通学区域内の学校に転入できるのか、甚だ疑問を感じますし、対象となる子どもさんを持つ保護者の皆さんも心配されておられます。仮に、大規模校のメリットやデメリットはあるにしても、ある程度、適正規模に近づける工夫、努力は必要ではないかと思えます。そこでお尋ねします。現在の小・中学校における教室数や定員といった収容能力、児童・生徒数の増加に伴う新たなクラス編成、教職員の増員や配置替えなどについて、どのような検討が進められているかをお伺いします。

3 点目です。一般的に大規模開発に伴う新たな人口増は、自治体のインフラ整備が必要不可欠な課題になることは言うまでもありません。本町でも、過去に遡れば湊坂と桜山手を皮切りに、その後、杜の宮や新宮中央駅周辺地区の宅地開発などがあるたびに、教育委員会や町当局が教育環境整備にご苦労されてきたのは承知しております。今回の 2 つの土地区画整理事業におきましても、まさしく同様な場面となることは十分想定されるのではないのでしょうか。だからこそ、速やかに、教育環境の適正規模を確保することが重要であり、かつ従来型のプレハブ教室での対応や特別教室の転用など、ハード整備だけではなく、将来に向けた、例えば通学区域の見直しなど、ソフト面での新たな対応を考えることが必要だと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） それでは、まず 1 番目のご質問の 2 つの土地区画整理事業における事業による児童・生徒の予測についてでございますが、それぞれの事業計画における土地利用計画をもとに、開発戸数から将来人口の予測を行っています。世帯規模につきましては、国立社会保障人口問題研究所の将来推計では、令和 8 年時点の全国平均が 1 世帯当たり 2.08 人とされています。一方、本町の令和 8 年 1 月末現在の実績では、1 世帯当たり 2.39 人と全国平均を上回る状況でございます。このため、新たな開発地域の推計に当たりましては、本町の実態を踏まえ、戸建て住宅については杜の宮区の状況を、共同住宅については旧博多東幼稚園跡地のエールマンション新宮や西鉄線路沿いの前の池等の周辺の状況を参考に設定し、具体的には 1 世帯当たりの人口を最大で 3.1 人、そのうち 15 歳以下の子供たちは 1.1 人と想定し、小中学生の推計を行っています。この条件による現時点でのモデル推計では、下府地区において、最大で総人口約 1,300 人、そのうち 15 歳以下を約 460 人としており、三代地区においては総人口約 440 人、そのうち 15 歳以下を約 160 人と見込んでおります。なお、入居時期や実際の入居世帯の年齢構成によって数値は変動いたしますので、今後も住民基本台帳の動向を開発の進捗状況を見ながら、踏まえながら、毎年度見直しを行い、さらに推計精度の

向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 番目のご質問の收容能力や学級編制等についてでございますが、現在、各小中学校における普通教室等の状況を整理するとともに、特別教室の転用の可能性や既存校舎の増築余地などを確認し、1 学級当たりの標準人数を踏まえた将来の学級数について検討を進めているところでございます。一時的に教室不足が生じる場合には、普通教室への用途変更や仮設校舎の設置など、段階的な対応も視野に入れ、教育活動に支障が生じないよう準備を進めてまいりたいと考えております。また、教職員配置につきましては、県教育委員会と十分に連携し、必要な教員定数の確保に努めてまいります。

最後に、3 番目のご質問の通学区域の見直しや新たな対応についてでございますが、学校の適正規模の確保は子どもたちの学習環境や人間関係の形成、さらには教職員の指導体制の充実の観点からも重要であるため、今後の児童・生徒数の推移によっては、通学区域の一部見直しが必要となる場合も想定し、現在検討を行っているところでございます。通学区域の変更は、他自治体においても、児童・生徒数の動向に応じて随時見直しが行われており、本町におきましても柔軟に対応してまいります。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1 番 江口 正明君） 当面、2 つの区画整理事業における児童・生徒数の具体的な数字は、先ほど教育長の答弁で概ね分かりました。将来の想定数は、非常に大事なところとして考えておりました、一般的に事業を進めていく上で、基本となる人口予測は、より正確でないと成り立たないと考えています。

先ほどご答弁いただきました、それらの実態を踏まえ、2 点目の質問に移ります。ここでちょっと気になっていることについて話をさせてください。ご承知と思いますが、新宮中央駅西口のゆめマート近く、前のミツカン酢工場跡地に建つ 14 階建てマンションのことです。2020 年 2 月に完成し、入居が始まったわけですが、総戸数が 108 戸、子どもの数が令和 8 年 2 月現在、小学生が 65 人、中学生が 8 人なんですが、特に小学生は本来、小学校区としては新宮北小であるものの收容人員の関係上、当初から新宮小に通ってあると聞いております。またもう 1 つ、これも緑ヶ浜区になるのですが、国道 495 号線、フランソアの本社工場がある南側、前の日本ハムの営業所と配送センターの跡地が現在かなり広い更地になっております。小耳に挟んだ話で恐縮ですが、そこにはマンション建設の計画があるとのこと。敷地面積から考えますと、先ほど紹介しましたマンションと同等規模、あるいは、それ以上の建物ができるものと推測できます。完成時期は不明ですが、そう遠くない時期に 100 戸規模の住宅ができた場合、入居に伴い、年少人口の増加が十分考えられます。いずれにしても、区画整理事業をはじめ、今後も町内で展開されるであろう大きな宅地開発に伴い、増加する児童・生徒

の皆さんをどのように受け入れるか、その対策が急務となってくるのは間違いありません。通告にはございませんでしたが、関連しての質問として、今後、新たな開発にも対応できる体制を検討する必要があると思うのですがいかがですか、お尋ねいたします。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。江口議員がおっしゃられましたアーバンパレスのところの部分になろうかと思うんですけども、そちらのほうは当時、お話を確認をさせていただくと、北小学校の建設の時期にかぶっているんですけども、その当時の人口が非常に北小学校が非常に多くて、入りきれなかったというところの経緯があります。今回、うちのほうでアーバンパレスの部分が今、新宮小学校区にはなっておるんですけども、そちらのほうとフランスアの向かいのほうに計画がなされております旧日本ハムの跡地の部分ですね、その部分も開発の中では、令和10年度10月ぐらいを完成見込みで計画されておりますので、今現在、教育長が申されましたように推計の中においては、そのアーバンパレスの部分、それから旧日本ハム跡地の部分の推計のほうも反映させていただきまして、全体の構想として人口予測を立てさせてもらっております。教育長のほうの答弁にもありましたように、今後そういった今後の人口状況を見据えながら、校区の編成っていうか、そういったところはきちっと設置要項もございますので、そういった地元の方たちとの協議もあるかと思いますが、そういったところの段階を経ながら対応をとっていきたいというふうには考えております。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。当然、心配が生じるというのは、新宮小学校と新宮中学校がどうなるのかというのは非常に危惧しているところでございます。

続いて、3点目に移ります。ご承知のように、文部科学省による学校規模の分類を見ますと、1学級を30人とした場合ですが、標準規模は12クラスから18クラスで360人から540人としており、25クラス以上30クラス以下で700人、750人から900人が大規模校、31クラスで900人以上は過大規模校としております。この数字を見ますと、本町においては先ほど例に挙げました小学校児童数で、既に大規模校、あるいはあと少しといった状態であり、また中学校生徒数では、新宮中が過大規模校となっているのが分かります。特に、下府土地地区画整理事業による新宮小と新宮中の児童・生徒の増加見込みへの対応は、繰り返しますがやはり喫緊の課題と言わざるを得ないと考えます。全国的な少子化も進んでいく中、時代とともに変化する児童・生徒数の将来予測、また、それに伴う受入れ体制の見直しは、学校教育を担う教育委員会の責任として、大変難しいものであるものと私なりにある程度、認識しているつもりでございます。しかしながら、子どもを持つ保護者にとっては、自分の子どもが通う学校の教育環境に高い関心を持つのは当然のことですし、そんな保護者の思いを教育委員会とし

てしっかりと受け止めていただくよう切にお願いするところです。これまでに、本町の開発事業における小・中学生の教育環境を中心に、教育委員会の考え方を伺ってまいりました。2問目の最後となりますが、私の思いも斟酌していただき、本町の発展につながる重要な課題ではないかと考えます教育環境整備について、総合的な観点から、教育長に改めて見解をお伺いし、2問目の質問を終わります。

○議長（松井 和行君） 教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 江口議員、ありがとうございます。申し上げましたように、新宮町の教育環境は、子どもたちにとって最適になるように、高い教育環境が整いますように、先ほどご指摘があった部分もいろいろ柔軟に対応しながら、今後、教育を整えてまいりたいと思います。

○議長（松井 和行君） 江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。本日は、2つの項目について質問をいたしました。今後とも機会をとらえ、適宜お尋ねしてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。本日は、丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

○議長（松井 和行君） 通告5番、大牟田直人議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） おはようございます。昨日の西議員の一般質問で、令和3年6月議会に私がふるさと納税制度を用いたクラウドファンディングについての一般質問で、当時の長崎町長から具体的な事業も含めて検討していきたいという回答をいただいております。しかしながら、昨日の桐島町長の答弁では、検討していないという答弁がありましたので、正直ですね、学生時代の失恋に似た気持ちを抱いておる大牟田です。今日はよろしくお願いたします。

12月17日中学生チャレンジ議会、皆さん、ご覧になっていただけましたでしょうか。新宮中学校の生活委員長に、私はお話を伺った、質問をしたんですけど、あったか言葉を伝え合う取組で学校の雰囲気良くなった。そして、委員長のお気に入りの言葉が「ありがとう」という話を答えていただきました。また、2月6日に開催された新宮町シニア向け情報誌を発行しているしんぐうライフの、しんぐうライフ、これですね。持ってきました。（資料提示）しんぐうライフの主催の講演会、「みんなで話し合おう、高齢者がいきいきと活躍する場をつくるには」という講演会では、ありがとうと言われる機会が元気の源になる、そして高齢者と言ったら支えられる側という感じがありますが、そうじゃなくて支える側、役割を持ち、経済活動に参加する、支える側になるということが生きがいや健康につながるというお話がありました。子どもたちも高齢者の皆さんも世代を超えて、ありがとうという言葉が人を前向きにし、地域を明るくする力を持っていることを改めて実感した次第です。ありがと

うを伝え合う、支えあいの町を育み、高齢者が地域で活躍できる場を広げていくことこそが、地域全体の幸せにつながると私は確信しております。

そこで、質問に入ります。本町では、「高齢者福祉保健計画」において「高齢者がいきいきと活躍し、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げています。高齢者が「誰かの役に立っている」と実感し、「ありがとう」と感謝を受ける経験は、自己肯定感の向上だけでなく、認知症予防や孤立防止、健康寿命の延伸にもつながります。厚生労働省が推進する介護予防・日常生活支援総合事業においても、高齢者の社会参加と役割の確保が介護予防に効果的であることが示唆されています。そこで、住民のできることを地域の喜びに変える仕組みづくりとして、次の3点を伺います。

1 点目、町の主催事業やイベントを企画するときですね、高齢者が担い手として参加できる仕組みや「ありがとう」を伝え合う仕組みを考え、できる、できないはいいと思います。考えるということをぜひ検討するっていうことを位置づけることはできないでしょうか。

2 番、地域での「ありがとう」の声や、活躍する高齢者の姿ですね、高齢者に関わらなくてもいいと思うんですけど、「ありがとう」の声を伝え合う様子ですね。それを広報、アクティブ新宮とかですね、ホームページとか広報等で発信し、「支え合い」の文化を定着させる、町中の空気づくりっていうかですね、「ありがとう」を伝え合うことでみんなが幸せになるという、そういう空気づくりですね、そういうのができないでしょうかというのが2点目です。

3 点目、他自治体の「ばあちゃん喫茶」ですね、このような、先日の講演のときに紹介があったんですけど、しんぐうライフの講演のときにですね、町長も来られていましたけど、ばあちゃん喫茶のような高齢者が培った経験や技能を生かし、自然に「ありがとう」が生まれる拠点づくりに対し、そういう拠点をつくりたいっていう声に対して、町として場所の提供や運営支援を行うことはできないでしょうか。という以上、3点お伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。まず、ご質問でございます。「ありがとう」という言葉の意味を改めて広辞苑等で調べてみますと、感謝の意を表す挨拶語となっておりまして、相手の行為や存在を当たり前ではない奇跡的なことと認識し、深い感謝と尊敬を示すことで、相手との関係が良好になり、自分も相手も幸せになれる言葉であるとの記述がございました。また、語源といたしましては仏教用語の「ありがたし」からきているということからも、議員のおっしゃるとおり、「ありがとう」という言葉の感謝の言葉には、自己肯定感を高めるなど様々なプラスの面があるものと考えております。

それでは、1 番目のご質問の高齢者が担い手として参加できる仕組みについてでございますが、本町では高齢者の方々には、既に一部の事業へご参画いただいております、例えば、

令和7年度は新宮町シニアクラブにおきます、町の敬老大会において演芸の部分でおきます企画・運営をシニアクラブの皆様方に担っていただきました。そのイベントの反響といたしまして、大変好評であったとの声をお聞きいたしておりますので、来年度、令和8年度も引き続き、7年度と同様にご参画いただければと考えております。

次に、町の主催事業やイベントにおいて、「ありがとう」を伝え合う仕組みを検討項目に位置づけられないかということですが、「ありがとう」という言葉は人それぞれが心の中で感じる感謝の気持ちが自然と出てくるものと思われまますので、町主催事業やイベントでわざわざ町が仕組みをつくるということは難しいのではないかと考えております。逆に申すまでもなく、町といたしましては企画段階から町民の皆様喜んでいただけるようプランを練っているところでございます。また、新宮町高齢者保健福祉計画では基本目標の1つに、高齢者がいきいきと活躍できるまちづくりを掲げ、様々な取組を進めてきております。その取組の一つ一つが支える側、支えられる側という関係を超えて、一人一人が生きがいや役割を持ってお互いに支え合いながら安心して暮らしていくことのできるまちづくりにつながると考えておりますので、その中で自然に「ありがとう」と言い合えること、機運が醸成できればと考えております。

次に、2番目のご質問の地域での「ありがとう」の声や、活躍する高齢者の姿を広報等で発信し、支え合いの文化を定着させることはできないか、についてでございますが、本町では現在も高齢者の方が活躍されている活動を、町の広報誌でできる限り周知をさせていただいておりますので、今後も引き続き、ご活躍される高齢者等の活動を多くの方に知っていただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3番目のご質問の高齢者が培った経験や技能を生かし、自然に「ありがとう」が生まれる拠点づくりに対し、町として場所の提供や運営支援を行うことができないか、についてでございますが、高齢者の方々が培った経験や技能を生かせる場として、町といたしましては地域でそれぞれ実施されておられますサロン活動の場とかが有効ではないかと考えております。そのほか、各行政区、新宮町シニアクラブ、新宮町シルバー人材センター、社会福祉協議会など関係機関とも連携しながら、高齢者の活躍できる場づくりを行うことで、新宮町高齢者保健福祉計画の基本理念でございます、高齢者が健康で生きがいあふれ、安心して暮らせるまちづくりを実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 書画カメラをお願いします。（資料投影）プレゼン資料をつくってきたのでちょっと読ませてもらいます。ありがとうの効果ですね、感謝の気持ちを伝

える。先ほど話がありましたけど、あえてちょっとつくってきたので言わせていただきます。感謝の気持ちを伝えることは、心身の健康につながるということですね。心の健康への効果として、自己肯定感が高まる。「ありがとう」と言われることで、自分の存在や行動が認められたと実感できる、幸福感が増します。感謝を伝える側も、伝えられる側だけじゃなくて伝える側も、脳内でポジティブな感情が強まり、前向きになりやすいという効果ですね。そして、身体への健康への効果もあります。ストレスへの軽減ですね、感謝による安心感、自立神経を整え血圧の安定にもつながると言われています。活動量が増加します。「ありがとう」と言われる経験は、また参加しよう、また手伝おうという意欲を生みます。結果として、外出機会や身体活動が増え、フレイル予防にもつながると考えています。誰かの役に立つ、「ありがとう」と言われる、また参加したくなる、この循環が健康寿命の延伸や介護予防に直結するんじゃないかと思っています。（資料投影中止）それで、まず1つ目の内容についての答弁でしたけど、今、既にそういういろんな活動をやっていると、「ありがとう」を伝え合う仕組みを検討項目に入れる。私が言ったのとちょっと回答がちょっとかみ合っていないんですけど、私が質問した内容は、「ありがとう」という、そういう伝え合う仕組みを入れないかというのを考えようっていう話ですね。そして、そういう仕組みを検討できないかということですね、イベントとか企画とかですね。いうまでもなく、「ありがとう」を伝えられているって言ったら、そうかもしれないけど、もっともっと空気づくりですね。「ありがとう」を伝えようという、町の空気、分かりますかね、言いたいことが、伝わりますかね。明るい支え合いの空気をみんなでつくっていったらなと思うんですよ。「ありがとう」ということをその事業とか、イベントに入れられないかという、入れられないなら入れないでいいと思うんですけど、検討するということを職員のみなさんがやるのが「ありがとう」を伝え合うまちづくりに私はつながると確信しているんですよ。分かりますかね。そういう検討するってだけでいいと思うんですよ。入れる、入れられないは別です。そういう仕組みづくりができないかというのをちょっと町長、伺います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。大牟田議員おっしゃることは分かるんですが、そういった仕組みづくり入れられないかということを町が検討するということは、何かありがとうと言わせることを町が仕組んでいくんかということになるので、それじゃあ、最初私がお答えいたしました、心の中で感じて自然と「ありがとう」という言葉が発生してくるということにもちょっと何か齟齬があるかなというふうに思いますので、「ありがとう」と言えるまちづくり、社会づくりはそれは私も非常にいいと思います。ただ、それを無理やりというのか、そういったことを言わせるようなことを町がやるというのは、やはりなかなか町民の皆さんに無理

やり言わせるということにもつながりかねないというふうな考え方に、どうしても行政としては至ってしまいますので、さっき1回目のご質問の回答にも言いましたように当然、町としては町民の皆様方に、助かるというか、こういったことをしていただけてうれしく思うというふうなことを言ってもらいたいように検討していますので、それに上乘せして、またちょっと「ありがとう」という言葉を言っていただけるような仕組みづくりというのはなかなか検討しづらいというか、ベースとしては、そういった考えで常に今やっている、職員もそういった考えでやっておりますので、それに今に加えて「ありがとう」と言わせるのは、なかなか難しいかなというふうには思います。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 何か伝わっていないような気がするんですけど。こっちに言わせるとかじゃなくて、言い合うっていう仕組みを何か入れれないかって、考えられないかっていうことなんですよ。入れられないなら入れれないでいいんですけど、それをここでこの人たちがちょっと「ありがとう」と伝えあったら、雰囲気は良くなるんじゃないかということを考えるということが、町の空気感に私はつながると思うんですよ。伝わらないですかね。と思うので、ぜひ、ちょっと前向きな回答はいただけませんでした。ぜひ検討いただけないかなと思います。町長、今聞いてある皆さんの心の中でも、ぜひ検討していただけたらなと思っています。

2番目ですね、地域の「ありがとう」の声や活躍する高齢者の姿を広報等で発信し、というのは、今までもやっているって、もちろんそのとおりでと思います。今までもやっているのはもちろん、そのとおりですけど、もっと空気を、そういう明るい空気をつくるためには、例えばコーナーをつくるとかですね。活躍する高齢者コーナーみたいな、「ありがとう」の声コーナーみたいなね、そういうコーナーをつくるともっと伝わるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。コーナーというのは、広報誌のコーナーとか、ホームページ上のコーナーをつくるのはやぶさかではございませんが、そうですね、毎月載せると言われても、そういった声が出てくるかどうか分かりませんので、ちょっとそういった点では不安な面もございますけれども、それは検討することは十分可能だと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 失恋しないようにしておきたいなと思いますけど、ありがとうございます。では、次の書画カメラをお願いします。（資料投影）これですね、2月6日の

講演会ですね。しんぐうライフの講演会ですね。町長も来ていただきましたけど、講演会の様子、たくさんの方がお見えになってました。議員も何人か来ていました。これ、しんぐうライフのホームページに載っている講演会の記事ですね。ここをちょっと一部読ませていただきます。これはばあちゃん喫茶の話ですね。春日市とか城南区とか早良区とかでありますけど。お客さんに「ありがとう」と声をかけられると、元気が出て健康寿命が延びるそうです。働くおばあちゃんの中には、認知症の人もいて、ひたすら豚カツを作っています。対面でお客さんを喜ばそうと作ることで、おいしい味になり、それが本人の生きがいにもつながっています。という、そういうばあちゃん喫茶っていうのは、おばあちゃん、認知症状があるおばあちゃんだとか、高齢者のおばあちゃんだとかメニューを考えたり、作ったりしながら、限定の数のお客さんが来て、その売上の一部をおばあちゃんたちに渡すっていう仕組みなんですけど、そういう仕組みがやられています。この話を聞いて、すぐ講演していただいた大熊さんに連絡をとって、ばあちゃん喫茶を見学に行ってきました。早良区のばあちゃん喫茶ですね。ちょっと写真が下手くそですけど、箸が並んでいないですけど、そのときのメニューですね。料理をつくっているおばあちゃんになります。メニューも考えられている感じですね。その内容もしんぐうライフの方がまとめて、ちょっと私の写真が載っていますけども、ホームページに載っています。それも一部読みたいと思います。「ありがとう」と言われ、生きがいを見いだせる場所をつくりたいと、ばあちゃん喫茶 UR しかた団地店と梅林店が実現しました。認知症と聞くと、何もできなくなる人、人生の終わりといったイメージを持たれることが少なくありません。高齢になっても介護サービスを受けていてもできることはたくさんあります。一人一人のできるを持ち寄ることで役割が生まれ、「ありがとう」と言われる場が生まれます。お客様からの「ありがとう、おいしかったよ、また来るよ」という言葉に触れると、自然と表情が輝きます。認知症になっても、人生は終わりではない。何歳になっても、誰かの役に立ち、地域の中で笑顔になれる、そんな姿をこの場所から伝えていきたい。という話があっていました。（資料投影中止）この間の講演会のときも、ばあちゃん喫茶の話をお客さん聞かれて、すごい新宮町でもできたらいいねっていう話が出ていました。ただ、なかなか難しいかなとは思いますが、そういう話が出ているので、そのとき話が出ていたのが、例えば日曜日、お休みのカルディアとか、あと福祉センターとかで、そういうのを使って、こういうばあちゃん喫茶みたいなことができないかなっていう話が出ていました。もし、やりたいという人がいたら、町として協力することはできないでしょうかというのを町長、お聞かせください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） そういったお声が町民の方々からあがっていれば、それは当然、町は

支援していきたいと思います。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ありがとうございます。前向きな言葉、ありがとうございます。きっと講演会に参加された方は、今の答弁ですごく喜ばれていると思います。ぜひ、そういう声があがったら、支援していただけたらと思います。

では、次の質問です。ふれあい交流館を利用しやすい環境づくりをという質問です。本町の「ふれあい交流館」は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用できる地域の交流拠点となっています。この施設の利用促進により、利用を促進することで「高齢者がいきいきと活躍し、ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」につながると考えます。

そこで、次の4点について伺います。ふれあい交流館の現状と課題認識をお聞かせください。

2番、「行けば誰かいる」「何かがある」「ちょっと寄りたくなる」といった気軽に立ち寄れる魅力的な空間づくりというのが必要じゃないかなと思います。それに対して、フリースペースとあと交流室もフリーで使えるので交流室もですね、活用をどう検討していますかというところ、検討していけないでしょうかという話ですね。

3番目、ふれあい交流館への移動、行きにくいという話をよく聞くんですよ。例えばそれに限り、限らなくてもいいんですけど、移動支援事業のタクシー券を複数枚同時に使える、例えば乗り合わせで行くなら、4人で乗り合わせて行くなら4枚使えるとかですね。そういう複数枚で使えるなど、行きやすい環境づくりはできないでしょうか。

4番目ですね、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センターとかと使用料減免基準、それぞれ違うんですよ。ふれあい交流館は、ちょっと減免措置がほかのところと比べて、ボランティアとかが使いにくいんじゃないかなとちょっと思っています。ボランティア福祉活動利用促進するためにも、減免基準をほかのところと同等にはいただけないでしょうか、というこの4点ですね、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

まず、1番目のご質問のふれあい交流館の現状と課題についてでございます。現在、ふれあい交流館は、新宮ふれあいの丘公園における公共の屋内施設として、また、併せまして高齢者の健康づくり等の活動拠点として活用をしているところでございます。ふれあい交流館のホールにつきましては、町の介護予防教室を年120回程度、実施しているほか、新宮町シニアクラブさんをはじめとした町内団体の総会等の開催に年間90件ほど、ご利用をされていらっしゃいます。また、ふれあい交流館の会議室につきましても、町内の団体に貸出しを行っておりまして、年間大体45件程度の利用があっている状況でございます。そのほか、町の今年

度の新規事業でございます、e スポーツ体験交流会を実施した際には、子どもから高齢者の方々までご参加をいただくなど、施設の名称のとおり、ふれあい交流の場の創出にも徐々につながってきているものと感じております。一方、課題につきましては、ふれあい交流館までの、議員がおっしゃいました交通アクセスだと考えておりました、その改善のため昨年の3月には公共交通機関を利用し、ふれあい交流館までアクセスすることができるよう、コミュニティバスの運行経路の見直しを若干行ったところでございます。現時点では、コミュニティバスの便数が少のうございますので、周辺道路の整備状況を鑑みながら、来年度、令和8年度中には便数が増えるよう、再度見直しを実施したいと考えているところでございます。

次に、2番目のご質問のフリースペースの活用についてですが、フリースペースとなっております施設ロビーや交流室につきましては、第4週を除く毎週月曜日、かんがる一ひろばのふれあい出張所を開催しておりますほか、町内の介護事業者の方々が自社のサービス利用者と一緒に滞在されるための利用や一般の方が昼食をとるために、ご利用などされているようでございます。なお、昨年12月には、イケア福岡新宮店様のほうから椅子やテーブルなどを寄贈いただき、これは施設ロビーに配置いたしておりますので、現在それを活用させていただいております。テーブルや椅子からは木のぬくもりが感じられて、さらに過ごしやすい空間となっておりますので、ぜひ皆さんもお立ち寄りいただければと考えております。

次に、3番目のご質問のふれあい交流館への移動に限り、移動支援事業のタクシー券を複数枚使えるなど、行きやすい環境づくりができないか、についてですが、移動支援事業は高齢者の社会参加の促進を目的とした事業となっておりますので、タクシー利用券の複数枚の利用については現在考えておりませんが、先ほど申しましたように、コミュニティバスの便数を増やすなど、代替手段の増加を検討している次第でございます。

最後に、4番目のご質問のそびあしんぐう、シーオーレ新宮と同等の使用料減免基準を設け、ボランティアや福祉活動の利用促進をできないか、についてですが、ふれあい交流館は、誰もが利用できる公園内の施設という趣旨に基づいてつくっておりますので、使用料の減免は新宮町公園条例施行規則に基づいて定めております。現在、その基準を改定することは検討しておりませんが、シーオーレ、そびあしんぐう、社会福祉センター等のご利用がいっぱいになかなか利用する施設がないという声などがあがってくれば、検討してまいりたいと思っておりますが、全ての施設がそうなるのと全ての人が予約しないと使えないという形にもなってまいりますので、公園という機能上、ふらっと立ち寄って気軽に使うことができるという機能が、そうした場合、損なわれるということにもなりますので、十分な検討をやっていかなければならないと考えております。また、先ほどから申しておりますフリースペース、施設のロビーと交流室につきましては、当然フリーですので使用料は徴収いたしておりませんので、参考

までに申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。ふれあい交流館に先週ですかね、2月24、25、26、27日、3月2日と5日間、私、毎日、朝と昼と行ってきました。ふれあい交流館の様子を見にですね。書画カメラをお願いします。（資料投影）フリースペース、先ほど話があったイケアさんのテーブルですかね、すごい立派なテーブルがいろいろ置かれているなど感じました。こちらは、トイレの前のところに、私ここに座って本を毎日1時間、2時間ぐらい読んでました、先週はですね。交流室ですね。交流室になって、ここもフリースペースですね、自由に使えるという場所になってるかなと思います。これ、前に囲碁が寄附されたみたいな話があった囲碁ですね。これは、事務室というか、シニアクラブ連合会の部屋の中にあります。これは、町シニアクラブ連合会のダーツ大会が先週行われていました。すごいですね、盛況でした、たくさん来られていました。私たちのよく知っている人も参加されてましたね。これですね、私たちがよく知ってる人が投げてます。江口議員ですね。月曜日、先ほど話があった出張ひろば、行ってきました。ちょうど私、お昼頃行ったんですよ。この日、ちょっと朝、用事があってお昼頃行ったんですけど、もうだいたい帰られた後でしたね。ちょうど帰るときにも知り合いの親子連れに会って話をしましたけど、たくさん来られてましたね。ここに写っていない人もいて、結構いました。こんな感じのコーナーが、おもちゃを置いているコーナーが何個かある感じですね。とっても優しい時間が流れていました。知っている子に「おじちゃん、知ってる？」って言ったら、何か知らないみたいな感じで言われましたけど、知っている子もいました。夜臼1区の子育てサロンで会う子たちにも会いました。切ってください。（資料投影中止）フリースペースと交流室ですね。せっかくあって、みんな交流する施設ってということなので、ぜひたくさん行けば誰かいる、何かがある、ちょっと寄りたくなるといったスペースに、ぜひしてもらいたいと思うんですよ。例えば、さっきあったように壁は何ももう使われてない、掲示物もあんまり少ない状態だったりとか、あと何か物が置けるんじゃないかなとか思ったりもしますね、フリースペースに。っていうのがあるので、何かそういうところに、ちょっと寄れるみたいな仕組みとか、そういうのを何か検討していくことはできないかということ、町長、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 反問権ですか。町長。反問権を許可いたします。

○町長（桐島 光昭君） はい。反問させていただきます。今の牟田議員のご質問、もうちょっと具体的に言っていただければお答えしますのでお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 私は、いろいろ工夫ができるんじゃないかなと思います。そんないろんな工夫を検討できないかなということをお願いしたいなと思ってるんですけど、例えば、私アイデアを考えてきましたので、それを紹介する感じでいいですかね。いっぱい考えてきました。できる、できないは別にしてですね。どういうアイデアかといったら、高齢者の役割が生まれたり、世代が交流できたり、滞在時間が延びたり、ありがたいが循環したり、誰か行けばいるっていうふうなものをいっぱい考えてきましたので、ちょっと紹介しますね。例えば、屋内の遊びや交流を生むアイテムを常設するっていう。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員、反問に対する回答で止めといてください。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、分かりました。いろんなアイデアを例えば町民から受けたりとか、町の職員の皆さんに出したりとかして、フリースペースの改善ができないかという、それを検討することができないかという話です。

○議長（松井 和行君） 町長、ただいまの反問の答えでよろしいですか。よろしいですか。はい。では、反問権、これで終わります。町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。フリースペース、ロビーのことをおっしゃってるということでもいいですかね。ロビーは今、写真にもありましたように、椅子とテーブルがございますので、それに邪魔にならない程度、先ほど壁は何も使われていないとおっしゃってましたので、そういったところに、先ほどおっしゃったありがたいのコーナーを設けることもできますので、利用者の方々の邪魔にならないというか、障害がなければ、そういったものはどんどん置いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 続きですね。さっきのアイデアをいっぱい考えてきましたので、遊びや交流を生むアイテムを常設するとかですね。例えば、全自動マージャン卓を、できないは別にですよ、常設するとか、囲碁・将棋を、今、囲碁が倉庫の中っていうか部屋の中にあるので、すぐ触れるようなところに置いて、囲碁コーナーってもう置いているテーブルがあってもいいと思うんですよね。ボードゲームコーナーとかですね。あとダーツですね。先ほどダーツ大会があってたんですけど、ダーツを常設してもいいんじゃないかなと思うんですよね、フリースペースに。とか、そういうのとかですね。ダーツは高齢者から子どもまで一緒に遊べると思うので、そういうのは常設して、矢って言うんですかね。矢は、貸出しみたいな感じにしてもいいんじゃないかなと思ったりとかですね。あと昔遊びテーブルみたいなのを用意して、けん玉とかお手玉とか置いて、そこに来た高齢者と子どもが交流するとかですね。そういうのができるんじゃないかなと思っています。あと、公園の一部っ

て先ほどありましたけど、例えば、モルックの貸出しとかですね。いいんじゃないかなと思います。あとですね、先ほど交流室ってありましたけど、あそこは月曜日に出張、かんがる一ひろばの人が使っていますけど、常にそのマットがあったと思うんですけど、マットを常設してもいいんじゃないかなと思います。今、フローリングになっているので、あそこにマットを常設して、子どもたちがすぐ来れるような感じに常設しておいてもいいんじゃないかなと思います。あとですね、掲示板の利用ですね。例えば、ちょっと手伝って掲示板みたいなですね、手伝ってほしいことを貼って、何かマッチングみたいな感じの、ミニギャラリー、地域の作品を展示するとかですね。あと、ありがとうコーナーとかですね。ありがとうを貼っていくとかですね。そういうコーナーとか、いいんじゃないかなと思います。あと、あそこのスペースで体験会みたいな企画をして、それをできるような仕組みづくり、マッチングの仕組みづくりとか、いいんじゃないかなと思います。あとは、こういう私が勝手にいろいろアイデアをやっていますが、小学生とか中学生とかにいろいろ考えてもらうとか、来館してもらう仕組みとして、アイデアコンテストだったりとか、こんなアイデアとか、アイデアを掲示板に書くとか貼るとか、あとは子ども館長みたいな、夏休みとかですね、やってフリースペースで何かをするみたいなのかもいいんじゃないかなと思っています。ぜひ、こういうのを検討できないかっていうのを伺います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） できる、できないは当然あるかと思いますが、今、大牟田議員がおっしゃった、それぞれの各所属長が今ここで聞いておりますので、検討して来年度以降ですね、できるものはやっていければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、ありがとうございます。

次ですね、使用料減免の話にいきたいと思います。書画カメラをお願いします。（資料投影）使用料減免の話は、今、使用料を取っている大ホールと会議室の話です。使用料減免、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センターとありますけれども、ちょっと見ていきたいと思います。どういう感じになっているのか。そびあしんぐうですね、これは施行規則の中でありますけれども、例えば町教育委員会または行政区が使うときは全額免除ですね。そして、教育委員会が管理する学校等または町内在住の特定教育・保育機関会議、または事業に使用するときも全額免除ですね。そして、高齢者福祉活動とか子育て支援活動とか、障がい者支援活動または青少年育成活動を行う団体が使用するときとかは全額免除ですね。こんな感じですね。あと、まちづくり活動支援団体が使うときは5割減免になっています。シーオ

ー新宮も同じような感じですが、若干違うんですけど同じような感じですね。福祉センターは、社会福祉協議会とか福祉ボランティアが使うときも全額免除になっていますね。ということで、そびあしんぐう、シーオーレ新宮、福祉センターは高齢者福祉活動、子育て支援活動、障がい者支援活動、または青少年育成活動を行う団体が、その目的のために使用するときには全額減免になっています。ふれあい交流館は、新宮町公園条例の施行規則の中で定められていて、町が主催する行事のために利用し、または占用するときには全額免除、町が講演し、町が賛助する事業のために利用、または占用するときには半額以下を免除、前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、町長の必要と認める額を減免ということで、切ってください。（資料投影中止）例えば、区が使うとか、PTA が使うとか、町の福祉ボランティアが使うとか、社会福祉協議会が使うとかっていうときには、減免にならないんですよ、今の制度では。ふれあい交流館ですね。それはちょっと違うんじゃないかなと個人的には思うんですが、町長の見解をお願いします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。大牟田議員からご質問をいただいて、公園条例の規則を見まして、管理している担当課のほうに、そういうところからあがっているかと聞いたら、あがっていないということでしたので、ちょっと違うかとは思いますがニーズはそれほどないのかなというふうに、今判断いたしております。ですので、当然、先ほど町長が特に認めるものは OK という文言がございましたので、それで、もし急に何か本当に重要なもので、開催しなきゃいけないんじゃないかというふうに、私たちが考えるようなイベントがある場合は、当然それを用いて減免していきたいと思えますし、常日頃からもうそびあもシーオーレも福祉センターもいっぱい、なかなか予約ができなくて活動ができないという声が上がってくれば、ベースとして規則の見直しも考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 以前、しんぐるっつの中で、ふれあい交流館をもっと活用しましょうという話が出てきたんですよ。そこで使いたいって話が出てきたけど、でも使用料が減免がないから、そびあとかシーオーレを使うよって話なんですよ。だから、逆かなと思うんです。減免がないから話が出てこないだけでっていうことだと思うんですよ。もっと利用を増やしたいという話ですけど、そういう話があって、ふれあい交流館でしようかという話が出てくるんですけど、減免がないからそびあでしようか、シーオーレでしようかという話になっているのがあります。実際、私が聞いているのもありますので、あとシーオーレが改修に今度入るじゃないですか。シーオーレを使っているところが使えなくな

ったときに、シーオーレで減免されているところが、ふれあい交流館にいくと減免されないっていうのもおかしな話じゃないかなと思うので、ぜひ検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。最初のしんぐるっとの話は、私も聞いていないし、健康福祉課のほうも存じているかどうか分かりませんので、そこは確認して検討ができればと思います。シーオーレ、また来年度からそびあしんぐうの工事も本格化しますので、そういった施設が工事によって借りれないので、ふれあい交流館のほうに来るという場合は、特別に規則にも、そういった適用できる号がございますので、それを適用して同じような利用で、ご利用いただければと思います。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。特別に使えるということですけど、私はなぜできないのかなってというのが疑問なんですよね。それを同等の減免制度にすることの何がハードルがあるのかなと思うんですが、どこがハードルなんですかね、ちょっとお聞かせください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） 基本は、福祉施設、そういった活動団体が多く利用する施設と同時に、ふれあいの丘はいわゆる最初から申しました公園施設でございますので、またちょっと趣旨が違うというのが基本的な、最初からそういった減免を入れていないという考え方のベースです。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ちょっと多分、話が同じ方向には向かないと思うので、私が思うのはふれあい交流館は公園施設ではありますが、高齢者と多世代交流施設っていう面が、公園施設でありながら、そっちの面が大きいと思っています。そのためには、福祉活動に関しては減免すべきと私は思いますので、ぜひ今後、担当課も含め検討していただけたらと思います。4日後、今日3月5日です。4日後、何日かというと3月9日ですね。3月9日といえば、サンキューですね。サンキューの日です。この機会に、どうか皆さんも身近な人へ一言「ありがとう」を伝えてみてはいかがでしょうか。その一言が誰かが元気になり、地域の温かさにつながると信じています。新宮町が年齢にかかわらず、「ありがとう」が行き交うまちづくりであり続けることを願い、質問を終わります。皆さん、ありがとうございました。

○議長（松井 和行君） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。通告6番、安武久美子議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 4番議員、安武久美子でございます。よろしくお願いいたします。

町長の令和8年度施政方針の中に、令和7年9月に新宮町ワンヘルス推進宣言を行い、人と動物の健康と環境の健全性は一つと捉えるワンヘルスの理念に基づき、環境保全や生活環境の向上に取り組むとありました。本日は、人と動物が心地よく暮らすための地域猫活動への支援を、と題して一般質問をさせていただきます。毎日ですね、日々骨身を惜しまず、地域の環境保全に尽力されているこのボランティア団体の方々にお会いし、昨年末から私も相島へ渡り、TNR活動を体験しながら状況や要望を伺ってまいりました。TNRとは、飼い主のいない猫に対しトラップ、捕獲し、ニューターですかね、不妊去勢手術を行い、リターン、元の場所に戻す。その印として、猫の耳先を桜の花びらのようにV字カットすることで、繁殖を防止し、地域の猫として、その猫一代限りの命を全うさせます。住民の苦情や殺処分の減少に寄与する活動でございます。

それでは、質問の要旨を読み上げます。本町は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」を活用し、ボランティア団体と連携したTNR活動を推進している。特に「猫の島」として知られる相島において、これらの活動は糞尿被害や発情期の騒音低減に大きく寄与し、生活環境の向上と観光資源としての価値維持に直結しています。現在、活動の現場では、TNR後の適正管理、給餌、餌やりですね、清掃、医療等にかかる費用は、ボランティアの持ち出しにより支えられています。町はボランティアを「単なる協力者」ではなく、「行政と共に環境管理を担うパートナー」と再定義し、実効性のある支援体制を構築すべきであると考えます。そこで、次の4点について伺います。

1、「さくらねこ無料不妊手術」の申請件数、および町が把握している相島の猫の推定個体数の推移を伺います。

2、ボランティア団体が抱える諸課題や住民からの要望を円滑に集約・調整するための「公的窓口」を設置するお考えはありますか、伺います。

3、不妊手術の推進に加え、不妊手術後の適正な管理に要する費用（餌代、医療費等）に対し、ふるさと納税の活用や寄附金制度の構築、または町独自の助成制度を検討する考えはありますか、見解を伺います。

4、観光客による、また住民による不適切な給餌の防止や住民との共存ルールを明文化した標識の設置、啓発活動の強化について、現在の取り組み状況と今後の計画についてお伺い

たします。よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。まず、議員のご質問にございます「さくらねこ」とは、不妊去勢手術済みの印として、猫の耳先を桜の花びらの形にカットした猫のことであり、TNR は先ほど議員おっしゃいましたので、同じ理解をいたしているところでございます。また、本町といたしましては現在、公益財団法人どうぶつ基金が行っている「さくらねこ無料手術事業」と福岡県の補助金を活用した「新宮町地域猫活動支援事業」の2つの事業によりまして、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行い、適正に管理する活動に対し支援を行っているところでございます。

1 つ目のご質問の「さくらねこ無料不妊手術」の申請件数についてですが、住民の皆様から要望があった場合は、町から公益財団法人どうぶつ基金に対し、行政枠として「さくらねこ無料手術事業」の申請を行っておりまして、不妊去勢手術を実施した猫の数は、令和3年から現在まで合計で118匹となっております。相島の猫につきましては、町を通さず公益財団法人どうぶつ基金が主体となり、不妊去勢手術を実施されておりますが、同団体の活動報告書を見ますと、令和3年に230匹を超える猫の手術が行われたと報告がっております。また、新宮町地域猫活動支援事業を活用して手術を行った猫の数については、平成31年から現在まで32匹となっております。なお、そのほかにも、町を通さず行政枠ではなく、一般枠や団体枠として公益財団法人どうぶつ基金に「さくらねこ」の申請を行い、不妊去勢の手術を受けた猫がいるかもしれませんが、町でその数までの把握は行ってございません。相島におきまして飼い主のいない猫の数については、町が調査を行っておりませんので具体的に把握はいたしておりませんが、相島の方々にボランティアを行っておられます方々によりまして、令和3年時点では230匹程度だったものが、現在は100匹から150匹まで減少しているのではないかとのお話でございました。

次に、2 つ目の公的窓口を設置する考えはあるか、とのご質問ですが、現在、猫にかかわらず動物全般に関しては、環境課が住民やボランティア団体との窓口を担っておりますので、今のところ特に猫に特化した窓口を新しくつくることは考えておりません。

次に、3 つ目のご質問の適正な管理に要する費用に対してのふるさと納税の活用や寄附金制度の構築、または町独自の助成制度についてでございますが、町における「さくらねこ無料不妊手術」の制度活用が始まって7年程度経ちますので、地元行政区やボランティアを行っている人の話を伺いながら、まずは現在の問題や課題を整理していきたいと考えております。

最後に、4 つ目のご質問の標識の設置や啓発活動についての取組でございますが、現在、町の取組といたしましては、毎年9月の動物愛護週間に合わせ、新宮町広報誌のアクティブ新宮

に、猫の適正な飼い方や飼い主のいない猫へ餌やりをしないこと、また地域猫活動の紹介など掲載する啓発活動を行ってございます。議員がおっしゃいます観光客の不適切な給餌の防止や共存ルールを明文化した標識の設置につきましては、相島における実態把握や地元相島の皆様方のご意見を伺いながら、どのような方策が効果的か、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） まず相島の現状についてでございますが、この相島が以前は230匹いたのが、現在は100匹から150匹ぐらいということでございますが、このTNRをする前は、とにかく猫は増える一方で、糞尿が臭くて住民の方はもう臭くて、夏場でも窓を開けていられないぐらい、ひどかったそうです。発情期には、鳴き声もうるさいですね、けんかによるけがや病気で、猫の栄養状態もすごく悪かった、子猫はトンビの餌になったり、栄養不足で死ぬことも多くて大変だったというお話を私も聞きました。2021年に、「相島猫の会」をつくって、複数のボランティア団体がお入りになって、一斉にTNR活動を行いましたということも聞いております。現在は、猫はきちんと餌やりをしてらっしゃるので、太って穏やかでのんびりと暮らしております。観光客がお見えになって、大変喜んである一因にもなっているなど感じております。TNR後は、この「相島猫の会」のご夫婦2人で、この150匹からの猫の水と餌やりをこの5年間ずっと1日も休まず続けておられます。相島は川がありませんので、水は大変貴重でございます。毎日1日も休まず。書画カメラに、出ておりますでしょうか。（資料投影）これ、ご主人手作りの猫ハウスでございますが、両サイドから猫が入って、中で嵐の日なんかは、中で避難しております、猫も。餌と水を毎日、こういうのを11か所ぐらいつくってらして、そこへ水と餌を毎日運んであります。私もお手伝いいたしましたが、全部配って回るのに1時間半ぐらいかかります。なので、船に乗り遅れないように急いで回らないといけないというようなことでしたが、あげてあるカリカリのフードが主なんです、これは病気猫のために、缶詰ですね。こうやって7キロ入りとか15キロ入りぐらいの大きなカリカリのフードは、これは全国の相島猫のファンから送られてきているものでございます。150匹ですから、こんなに送られてきても、すぐになくなってしまい、観光客の募金箱を設置、お店に好意で設置してらっしゃる、その募金箱に猫のために使ってくださいって言って募金をしてらっしゃるんですが、その募金で賄えないときがあり、そういう時はそうですね、2万円ほど自費で購入していらっしゃいます。それから、また相島は海に囲まれているからでしょうか、腎臓病になりやすいんですね。（資料投影中止）それで、福岡市内の病院まで連れて行って治療をして、お薬を飲ませてという、この医療費が月に約10万円ほどか

かっていますということで、交通費はまた自腹なんですよね。領収書とかきちんとして管理していらっしゃいます。ご主人は漁業でいらっしゃいますので、かき入れ時っていうのがありますけれども、餌やりのために本来ならば5時ぐらいまで漁をするところを3時に早帰りをしてくるなどですね、随分やっぱり負担を強いられていらっしゃるなと思いました。猫も人も同じ命だからねって言って、愛情を持って猫のお世話を続けてあり、本当に頭が下がりました。自分たちも歳をとって行くから、これ後継者の人材をつくらないかとやけどってということも言ってらっしゃいましたが、そういう後継の人材をつくっていく上でも、やっぱりこの経済的基盤を整えないと難しいかなと思いました。ワンヘルス宣言にのっとなって、今後、支援すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。今のご質問に対して、お答えいたします。相島のほうで、ボランティアで活動なさっている方には、日々、本当に毎日1日も欠かさず、活動をなさっていることには敬意を表するものでございます。また、今後のそういった相島の猫の維持につきましては、相島の島民の方がどう考えているのかということが非常に大事であろうと思います。相島活性化協議会のほうで、昨年5月に中学生以上の島民の方々に、猫についてのアンケート、それと島を訪れる観光客に関するアンケートをとると、猫の数及び観光客の数を維持していったほうがいい、どちらかという維持していったほうがいいと回答された方が、島内で75パーセント程度いらっしゃったようでございます。4分の3の方々が、今のよう状況がいいんだというふうなお考えですので、もうまずは町がもっと助成するのではなく、相島活性化協議会の中でもご協議いただいて、今後このような相島の猫、それと観光客に来ていただきたいけど、ある意味、観光客がまた不適切な餌やりをやっているのが、非常に島内で問題になっているというふうに思っておりますので、それらを踏まえて、相島の島民の方々がどう考えていらっしゃるのか、というのをご検討いただいて、それに基づいた支援を町ができる範囲はやっていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） ということは、相島の猫の相談窓口は、相島活性協議会に言っていないとちゃいけないということになりますよね。環境課が担当窓口とってたのですが、産業振興課も何か相島活性協議会との窓口ですっていうこともお伺いしました。一体どこに相談すればいいのっていうね、素直なお困り事を聞いております。どこも責任を取らないんじゃないのみたいなですね。何か不安を抱えてらっしゃるなっていうのを私は感じたんですが、相島活性協議会の中で、猫に関しては今までは何もしてきていらっしゃらなかった

わけですから、そんなことはしないよってという結論が出たら、またこれは突き放されるというか、そういう状態になっていくと思うんですね。一つ、環境課の中でもですが、専門のいろんな部署をまたがった相談窓口みたいなものってというのは、できないものでしょうか。もう一度すみません、教えてください。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。行政的に、猫に関することは、先ほどから申しましたように環境課のほうになりますので、環境課のほうがご相談を受けて、自分の単独の課では解決できないような問題であれば、環境課が中心となって関係する課を集めて、それについての協議をやっていくものと思います。先ほど私申しました相島活性化協議会の担当といたしますか、よく一緒に話に入っているのは、産業振興課の職員がよく入っておりますので、私が相島活性化協議会と言ったのは地元の皆様がどうお考えなのかというのを1番に私たちは考える。それをベースに、行政としてどのようなことができるのか、どのようなことをすべきなのかというのを検討し始めますので、地元の方のご意見を無視して行政が進めるわけにもまいりませんので、地元の人たちが今後、少人数のボランティアの方々に頼っている猫の維持というものを、島の方々がどう考えるかというのをまずは島でよく検討いただいて、一定のある程度の方向性が示されると思いますので、それに対して町がどのような支援ができるかということをあわせて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） そうしましたら、今回私が一般質問もしましたしですね、そうやって住民の関心もたくさん高うございますので、何とか、そういう活性協議会にも働きかけていただけるような方向でお話しを進めるとかですね、そういった尽力はお願いできますでしょうか。産業振興課でも、ようございますが。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。先ほどから、町長のほうが相島活性化協議会ということで、協議会の役割ということをご説明させていただいておりますけども、当然、相島の皆様、各関係団体とかの代表とかの皆さんが入っていただいて会議をしております。こちらのほうから、こういう形でいきましょうということではなくて、皆さんからこういう問題があるので、皆様どう考えますかということでのお話になろうかと思います。そこで、皆様の考えをいろんな意見があると思いますので、意見をお伺いして進めていくというような形で考えております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） では、またいろんな方針を働きかけていく方針とかも考えていかなくちゃいけないなということをちょっと思いました。

次に、3番目のふるさと納税の活用についてでございますが、動物保護にふるさと納税を利用した近隣自治体の例を調べましたら、福岡市は2013年からこの寄附金を使い始めており、2019年からは犬猫の実質殺処分ゼロを継続しているという実績があります。2022年には2,000万円を超える寄附金が集まり、2023年にはそれを使って200頭の猫に不妊去勢手術の無償支援を行ってあります。ブルーチケットと言うらしいんですが、とにかく速やかにTNRを行わないと、っていうことで行っております。それから、志免町では目標300万円を設定しまして、2022年11月1日から2023年1月29日までの90日間、3か月で募集しましたところ、268万3,000円の寄附が寄せられたそうです。支援者は146人、達成率89.4パーセントと出ておりました。宗像市は、現在行ってらっしゃいますが、返礼品なしの一口1,000円という地域猫の医療費、餌代として使いますと、限定したふるさと納税をやっております。それから、筑紫野市では、寄附額を2,000円から2,000円、3,000円みたいにして、最高100万円まで選べる、ふるさと納税を行っていらっしゃいます。これはスピード感を持って事業を推進していくためには、やっぱり多額のやっぱり財源が必要なので、実際にこうやって募集すると応募してくださる方はすごく多いんだなというのが分かりましたので、うちも先ほどの相島だけではなく、本土のほうの活動してらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、これを活用すればどうかと思います。ボランティアの方の現状を伺ってまいりましたが、何に困っているかっていうことなんですが、やっぱり1番は資金面はもうほとんどが皆さん自腹を出してやっております。現状は、猫は繁殖力が強くて、なぜ避妊去勢を急いでやらないといけないかということですね、お金をかけても。それは猫は繁殖力が強く、1回の妊娠で4匹から8匹の子猫を産みます。年に2回から4回の出産が可能なので、産まれた子猫、雌猫だと半年ぐらいでもう妊娠するケースもあるので、もうすごいねずみです。猫なのにねずみ算式って言うぐらい、あつという間に増えてしまうんですね。地域猫活動っていうのをうちの町でも行っておりますが、これを伺いましたら、猫がここにいるからとか捕獲してくださいっていう依頼が、ボランティア団体に依頼が来ても、まず地域の区長さんと隣組長さんの承諾を得なくちゃいけないそうです。それから餌場、そのTNR後の餌場はどこですかとかいう調査があって、その調査の後に、この認定を受けなくちゃいけない。それから手術となるため、1、2か月かかってしまい、猫の妊娠出産に追いつかないため、やむなくボランティア団体の方たちは、もう自費で先行TNR活動を行ってらっしゃるんですよ。とにかく見つけたら、保護して手術してっていうことをやってらっしゃいます。避妊手術は、雌猫で1万円から3万円、雄猫の去勢は

1万円から2万円かかりますので、新宮猫の会の方に伺いますと、今まで70匹自費で実施しましたとおっしゃっていました。TNR後の管理は、5組のボランティアをつかって、シフト制で餌やりとかをやっていらっしゃる。また、病気になったり、そういった医療費は月50万円ぐらい、毎月ですよ、50万円ぐらいかかっていますとおっしゃって、その費用をどうやって捻出しているんですかって聞きましたら、譲渡会などで猫グッズを売ったりとか、寄附を募ったりとか、本当に涙ぐましい努力をなさっております。また、地域猫活動、TNRが終わっても、猫は、例えばここの地域猫活動で、そうやって承認されてやったとしても、猫っているのは区域割りもありませんので、東区からとか古賀市からとか流れてくるんですよ。ところが、一旦その地域で地域猫活動でTNRを終わったところには、新たなこの新入り猫は該当しないという決まりがあるそうで、この新入り猫はもう1回申請してということができないので、もうそういう猫たちも結局、猫の会の人たちが自費で保護して、TNRの手術をしているということ伺いました。そういうことで、医療費やそういう手術費とかで多額のお金がかかるんだなというのが分かりました。それから、続けて申し上げますが、そういうことで、多額のお金がかかっているということで、ふるさと納税などを利用して、最後になります別段の支援策っていうのは考えられませんか、再度伺います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。ふるさと納税を活用した事業というのは、昨日の一般質問がございました、例えばクラウドファンディング型を立ち上げられて、そういったものに実行されようとするものに対しては、町としても支援はいたしたいと思えますし、町が中心になってやれるかどうかというのは、担当課において検討させたいと思えます。また、先ほど地域猫のほうは、いろいろ手続きのほうが大変時間がかかるということでありましたけれども、町といたしましては、猫を最終的まで管理するという体制をとられたボランティアの方々のほうに、やっぱり重点的にそっちのほうを使っていたきたいというのがございますので、時間は多少かかるかと存じますが、町としてはTNR後の餌やり場とか、そういった管理をきちんと計画なさっているほうを優先して考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） では、最後の質問でございます。伺ってきました現在の問題点と要望を伺ってまいりました。相島ではなくて新宮漁港のほうですね、ここに休日前、金曜とか土曜に毎回5匹ぐらい大人の猫を捨てる人がいるそうです。令和7年度は、結局、年間30匹が遺棄されておりました。これはれっきとした法律違反ですね。これは警察に検挙して

もらう必要があると強くおっしゃっておいりました。新宮猫の会の方たちは、それで毎回見に行かれて、そういった遺棄された猫も捕獲して手術して、TNR をしたりとか、あとは譲渡会を開いて譲渡先を見つけたりとかいう活動を本当に地道にしてらっしゃるんですね。だけど、年間、去年は 30 匹も捨てられたということで、新宮漁港にやっぱり暗いから捨てやすいんじゃないかということで、防犯の面もありますし、防犯カメラの設置をお願いできないかということ強く要望が、私がですけど聞いてまいりました。なおかつ、その資料をもとに、粕屋署と連携をして粕屋署に検挙依頼とかできないでしょうかということですね。それから、この TNR 後の猫は、結局一代限りの命を全うさせなければならないので、適正な餌やりが必要なんですね。ところが、昔から猫に餌をやらないでくださいという看板が町内でも何箇所かあるんですかね。だから、それがあつために、絶対猫に餌をやっちゃいけないんだと誤解してらっしゃる住民の方が多いので、例えば TNR で戻る場所に帰つたとしても、気弱な子は餌にありつけなかつたりして、痩せてへろへろになっている「さくらねこ」がいても、絶対に猫にさわっちゃいけないということで、誰も餌をやらなくて、結局やせて病気になる猫もいるそうでございます。なので、住民への周知の場面で、猫に餌を与えないではなくて、看板を変えてほしいというお話でした。猫の餌は自分の敷地内で与えましょう。だから、そういう保護をしても、その活動に賛同される方は、餌をやってもいいんだけど、自分の敷地内でやってねっていうことです。他人のおうちの庭でやったりすると、また住民トラブルになりますのでね。それから、猫の餌は置きっ放しではなくて、食べたら片づけましょうとか、猫のトイレを用意しましょうとか、そういったものに変更してほしいということも言っていました。この餌やりは、猫が結局、嫌いな人のためでもあるんですよね。環境がよくなつていきますし、もうそれこそボランティアの方たちの人数だけではやっぱり全部のそういう一緒にこの新宮町で生きている猫でございますのでね、地域全員で見守っていくという視点が必要かなと思います。それともう一つ、猫の譲渡会をあちこちの公民館とかをお借りして開催してらっしゃいますが、やっぱり駐車場が少ないので、そういう譲渡会に来られるお客さんが年々増えているそうなんです。それで、できましたら、そびあ新宮やシーオーレなどの公共施設をお借りして行えないか、ということでした。大野城市では、土日の閉庁時に市役所を開放して、譲渡会の会場にしてらっしゃるところもあるということで、新宮町もぜひそういった協力できないかということでしたので、お伺いいたします。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。たくさん質問をされたので、漏れていたら回答の途中で言つていただければと思います。まず、新宮港に大人猫を置きに来るといふので、防犯カメラがつけられないかということですが、防犯カメラは既につけておりますので、

そういった日時が特定できれば、一般の人に見せるかどうかというのもちょっとあれなんです。警察のほうに届けられるか何かして、警察のほうから来られれば、私たちはそのデータは捜査には提供しておりますので、ご相談いただければと思います。それと、最後のほう公共施設を貸していただけないかということでしたけれど、町のほうでボランティア団体の登録制度を持っておりますので、そういったボランティア団体に登録していただくと、その団体には減免措置、公共施設の利用に対する減免措置もございますし、昨日の質問でも出ていました当初の3年間は補助制度もございますので、そういったものを活用していただければと思います。新宮漁港の駐車場が暗いからというお話もありましたけど、明るかったら明るかったで、また別の問題が起きてまいりますので、一様に暗いからということでは管理者としてはなかなか難しい面がございます。何かほかありましたかね。看板については、当然、猫に餌はやらないでくださいというのは、あれは道路上なりでの猫に、いわゆる飼い主のいない猫に餌をやる方が、かわいそうだからということで猫にやる方が多いので、案外それは人の家の前のことが多いので、その家の方が嫌がって看板を立ててくれというのを行政区長さんをお願いして、行政区長さんが環境課なり、その看板をもらいに来られるというケースが多数でございますので、安武議員がおっしゃっていたように、自分の家の敷地内でやりましょうということをやっていただければですね、そういった看板も不要になろうかと思しますので、それはなかなか「さくらねこ」だけ餌をやりましょうというのも、そういったものもなかなか難しいですので、そこは環境課のほうでいろいろご相談いただければと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） 安武議員。

○議員（4番 安武 久美子君） 年1回ホームページで、そういう啓発活動をするとおっしゃってましたので、そういうところに何か掲載していただいいていくということもいいかと思しますのでよろしく願いいたします。先日、東中学校でいじめゼロサミットを見学に参りました。本当に校区内の小学校とオンラインでつなげて、小学生と中学生が忌憚なく意見を交わしながら、いじめゼロに向かってやっという取組をなさってました。これは、全町的にいじめゼロにしようという取組で、自己中心の考えから他人を思いやる心を育む、ととてもすばらしい、本当にすばらしい取組だなと感動いたしました。この小学生、中学生、この子たちが大人になっていく新宮町というのは、とても優しい大人に成長していく、この新宮町の未来は明るいし楽しいなと感じました。さらに、こういう地域猫などの取組が、生命尊厳といえますか、命を大切にするという、心を育てるといえますかですね、そういう新宮町になるのではないかと期待しております。今後のいろんな形の行政からのバックアップなどをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。本日はありがとうございます。

した。

○議長（松井 和行君） 以上で、一般質問を終わります。

お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 44 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時50分散会
